間の協定の説明書セス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアク

外

務

省

2 1 

五.

三

次

目

ページ

#### 概説

# 1 協定の成立経緯

との に 討を開始することで一致した。 にするための枠組みを含む、 フィリピン共和国との間の外務・防衛閣僚会合において「閣僚は、 オドロ国防大臣との間でこの協定の署名が行われた。 ついて最終的な合意に至ったので、 政 間の首脳会談において、 我が国とフィリピン共和国との間の安全保障・ 日・フィリピン部隊間協力円滑化協定の交渉を開始することを決定した。 日本国の自衛隊とフィリピン国軍との間の訓練等の協力を更に強化し、 」との文言を含む共同声明を発出し、 令和六年 (二千二十四年) 防衛協力の進展等を踏まえ、 七月八日にマニラにおいて、 相互訪問及び後方支援分野における物品・役務の相互提供を円滑 令和五年 (二千二十三年) 十一月、 令和四年 (二千二十二年) 日本側上川外務大臣とフィリピン側テ 及び円滑にするための方途の検 その交渉の結果、 我が国とフィリピン共和国 四月の我が国と 協定の内容

# 2 協定締結の意義

平 和及び安定が強固に支えられることとなる。 この協定の締結により、 我が国とフィリピン共和国との間の安全保障・防衛協力が更に促進されるとともに、 インド太平洋地域の

#### 一 協定の内容

この協定は、 前文、本文二十九箇条、 末文及び附属書から成っているほか、 この協定に関連し、 合意された議事録及び討議の記

作成等が行われており、それらの概要は、次のとおりである。

- 1 「文民構成員」、「部隊」、「訪問部隊」等の定義を定める。(第一条)
- 2 ることにより、 この協定は、 当該防衛協力を円滑にすることを目的とすることを定める。 両締約国間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、 (第二条) 並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定め
- 3 務であること、 接受国において、 また、 接受国の法令を尊重し、 このために必要な措置をとることは、 この協定の精神に反する活動を慎むことは、 派遣国の義務であることを定める。 訪問部隊、 (第三条 その構成員及び文民構成員の義
- この協定は、 両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動 (以下「協力活動」という。) であって接受国において実施され

- るものに関する事項について適用すること等を定める。 (第四条)
- 5 による接受国の港又は飛行場へのアクセスの許可を迅速に与えること等を定める。 接受国は、 派遣国からの事前の通報により、 適当な場合には、 外交上の経路を通じて、派遣国に対し、 (第五条) 訪問部隊の船舶又は航空機
- 6 び接受国からの出国に際し、 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、 査証を申請する要件を免除され、 入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うこと等を条件として、 また、 外国人の登録に関する接受国の法令の適用から除外されること 接受国への入国及

等を定める。

(第六条

- 7 係法令の適用を受けること、 ものである全ての資材、 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、 需品及び備品を税の免除を受けて接受国に輸入することができること等を定める。 訪問部隊は、 接受国の法令によって認められる範囲内で、 専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のための 接受国の権限のある輸出入当局が執行する関 (第七条)
- 8 0 約国の ŧ 接受国は、 のの利用についての派遣国の要請に対処するために妥当な努力を払うこと、この協定のいかなる規定も、 領域において軍事施設を設置するための根拠となるものと解してはならないこと等を定める。 訪問部隊及び文民構成員が協力活動の実施のために必要とする施設、 区域及び関連する役務へのアクセス並びにこれら (第八条) 一方の締約国が他方の
- 9 益事業及び公共の役務を協力活動のために一時的に利用することができること等を定める。 訪問部隊及び文民構成員は、 接受国の部隊に適用される条件よりも不利でない条件で、 接受国が所有し、 (第九条) 管理し、 又は規制する公
- 10 ものとして承認すること等を定める。 接受国は、 派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証等を公用車両の運転のために有効な (第十条)
- 11 及び文民構成員は、 専門家は、 派遣国が与える専門的な、 接受国の事前の同意を得ることなく接受国において公衆のための治療を行ってはならないこと等を定める。 接受国内で関連する自己の公務を執行することを認められること、 技術的な又は職業上の免許、 証明書及び資格であって最新のかつ有効なものを有する訪問部隊の 訪問部隊の構成員又は文民構成員である医療 成 員
- 12 び 弾薬を所持し、 訪問部隊の構成員は 及び携帯することができることを定める。 派遣国が発する命令によって認められ、 (第十二条 かつ、 接受国が承認する場合には、 協力活動の実施のために武器及

訪 間 部隊 0 構成員は、 自己の公務を執行する間、 自 三の 制服及び防衛隊 の記章を着用することを許されることを定める。 (第十三

13

条

- 14 薬、 訪 爆 問 部隊は、 発物及び危険物を輸送し、 接受国において協力活動を実施するため、 保管し、 及び取り扱うことができること等を定める。 接受国が決定する手続及び 要件に従い、 (第十四条 派 派遣国の 責任に おい て武器、 弾
- 15 等に従い、 条 接受国は、 この協定に従って他方の締約国が伝達する全ての秘密情報を保護するため等の適当な措置をとることを定める。 訪問部隊 の構成員及び文民構成員の個人情報を保護するために適当な措置をとること、 また、 各 締 約 玉 は、 自 国 (第十五 0) 法令
- 16 合を除くほか、 訪問部隊の構成員又は文民構成員のために接受国が提供し、 全費用回収の 原則に基づくものとすること等を定める。 又は行う治療又は医療搬送は (第十六条) 両 - 締約 玉 が 相 互 一に別段 0 決定を行う場
- 17 0 適 ため、 用される条件と同等の条件で当該資材、 訪問部隊及び文民構成員は、 接受国において、 資材、 接受国の法令によって認められる範囲内で、 需品、 備品及び役務の取得又は利用に対する租税その他これに類する公課について接受国の部隊に 需品、 備品及び役務を取得 Ļ 又は利用することができること等を定める。 自己の消費又は専ら訪 問部隊若しくは文民構成員の公用 (第十七条)
- 18 自 玉 各 0 締約国 費用について責任を負うこと等を定める。 は、 両 .締 約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほ (第十八条) か 自 国の利用可能な資源の範囲内で、 協力活動 への参加のための
- 19 る。 訪 問部隊の構成員及び文民構成員は、 (第十九 接受国 及び適用可能な場合には 派遣国の 外国為替に関する法令の 適用を受けること等を定
- 20 定 め 両 á. 締約国は、 (第二十条 環境、 文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健 .康及び安全の保護に適合する方法によりこの協定を実施 すること等を
- 21 等又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪について、 す る権利を有すること、 派 遣 玉 の当局は、 訪問 裁判権 部隊 の構成員及び文民構成員に対し、 を行使する権利が競合する場合には、 派 接受国の当局はその他の罪につ 遣 玉 派遣国の当局は専ら派遣国の の法令によって与えら れた全て 1 て、 財 0 産若しくは安全のみに対する罪 訪問 刑事 及び 部 隊 懲戒 0 構成員及び文民構 0 裁判権を行 使

- 助すること(第二十一条5個) か、 成員に対して裁判権を行使する第一次の権利を有すること、 接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕及び裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援 等を定める。 (第二十一条) 両締 :約国の当局 は 両 締 約 玉 が相互 に別段の決定を行う場合を除くほ
- 22 その使用は、 必要な範囲に限るものとすること等を定める。 派遣国の警務隊は、 訪問部隊 必ず接受国の当局との取決めに従うことを条件として、 の構成員の間及び派遣国の法令によって権限を与えられている場合には文民構成員の (第二十二条) かつ、 接受国の当局と連絡して使用されるものとし、 間 の規律及び秩序の維持
- 23 為又は不作為等であって、 員が公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡について、 請 によって生じた場合には、 求権は、 方の締約国は、 接受国が処理すること等を定める。 自国が所有し、 接受国において第三者の財産に損害を与え、 他方の締約国に対する全ての請求権を放棄すること、 かつ、 自国の部隊又は文民要員が使用する財産に対する損害及び自国の部隊 (第二十三条) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡がこの協定に基づく協力活動 又は第三者を負傷させ、 公務執行中の訪問部隊の構成員又は文民構成員の作 若しくは死亡させたものから生ずる 0 構成員又は文民要
- 24 的 両締約国は、 な要件に従い、 公用車両又は派遣国が所有する船舶若しくは航空機等が関係する接受国における事故又は事件に関し、 相互に協力して必要な行政上の調査を行うための手続を定めること等を定める。 (第二十四条 それぞれ の国
- 25 第二十五条 各締約国は、 他方の締約国に対し、 接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の死亡を遅滞なく通報すること等を定める。
- 26 文民構成員に課される義務の適切な履行を確保するために協力することを定める。 両締約国は、 訪問部隊 の構成員及び文民構成員に与えられる特権の濫用等を防止 Ļ (第二十六条 並びにこの協定により訪問 部隊 の構成員及び
- 27 と 定める。 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間 両締約国 は、 この協定を実施するため、 合同委員会を通じた両締約国間における協議の後、 の協議機関として、 取決めを行うことができること等を 合同委員会を設置するこ
- 28 この協定の解釈又は実施に関する紛争は、 両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほ か 両 ]締約国 間 の協議及び交渉によっ

てのみ解決することを定める。 (第二十八条)

- 29 日 この協定は、 の後三十日目の日に効力を生ずること等を定める。 両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した (第二十九条)
- 30 づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に いこと、 派遣国は、 両締約国は、 第二十一条5回等の規定の実施に当たり、この協定に従い、 (附属書の2) 等を定める。 同 条 5 (a)の規定に関し、 (附属書) 同条5回に規定する援助がこの協定の効力発生の時に有効な適用可 接受国の領域的管轄権の合法的な行使を妨害してはならな 能な国際協定に基

決定すること

- 31 動等) 事 項を確認している。 関連の合意された議事録では、 及び第十条 (運転免許等)、 両締約国が 第十七条4 「公務」 (現地の労働者)並びに第二十一条5(c) の意味を別途確認することを確認するとともに、 (逮捕の通報) 第五条 の規定についての両国の了 (船舶 航空機等 の移
- 32 は、 関する討議の記録)を確認している。  $\mathcal{O}$ (第二十一条の討議の記録) 関連の討議の記録では、 協 法令、 当該援助 定の効力発生の時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれ 規則、 の結果として死刑が科され得る十分な可能性があると認める状況において適用することを意図するものであること等 上官の命令又は防衛隊の慣習によって要求され、 附属書の2の規定に関し、 並びにこの協定の適用上、 両締約国は、 「公務」とは、 又は権限付けられる全ての任務又は役務をいうこと(「公務」に 逮捕及び引渡しに関する援助を提供する義務を負わない場合 訪問部隊の構成員又は文民構成員の作為又は不作為につい かの締約国が認める場合) に関する規定  $\widehat{\Xi}$
- 33 等 の規定に関連する取決めを行う予定である 両締約国は、 第二十七条の規定に従って、 同 条の規定により設置される合同委員会を通じた協議の後、 第二十一条及び第二十二条

### 三 協定の実施のための国内措置

1 日 本国と我が国以外の締約国との 協定の実施のため、 日 本国の自衛隊と我が国以外の締約国 間 の協定の 実施に関する法律案」 の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する (仮称) が今次国会に提出されることとなっている。